

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

（宛先）前橋市長

提出者 〒370-0313
住 所 群馬県太田市新田反町町174-1
氏 名 日本道路株式会社 群馬営業所
所長 石井 良太郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0276-56-7070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 群馬営業所（前橋市内各所工事作業所）
事業場の所在地	群馬県太田市新田反町町174-1（前橋市内各所）
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1,788,115千円（前年実績）
③従業員数	22人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事現場から発生した金属くずは再生事業者へ売却し、加工され売却される。がれき類は中間処理業者に処理を委託し、再生材として売却される。廃プラスチック類は中間処理業者に処理を委託し、再生可能なプラスチックは選別され、加工後に売却され、再生不可能なプラスチックについては安定型最終処分場で埋め立て処理される。



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙による (建設副産物適正処理管理組織図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和3年度) 実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙による
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙による

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙による	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙による	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙による	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 実績なし	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 実績なし	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 実績なし	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

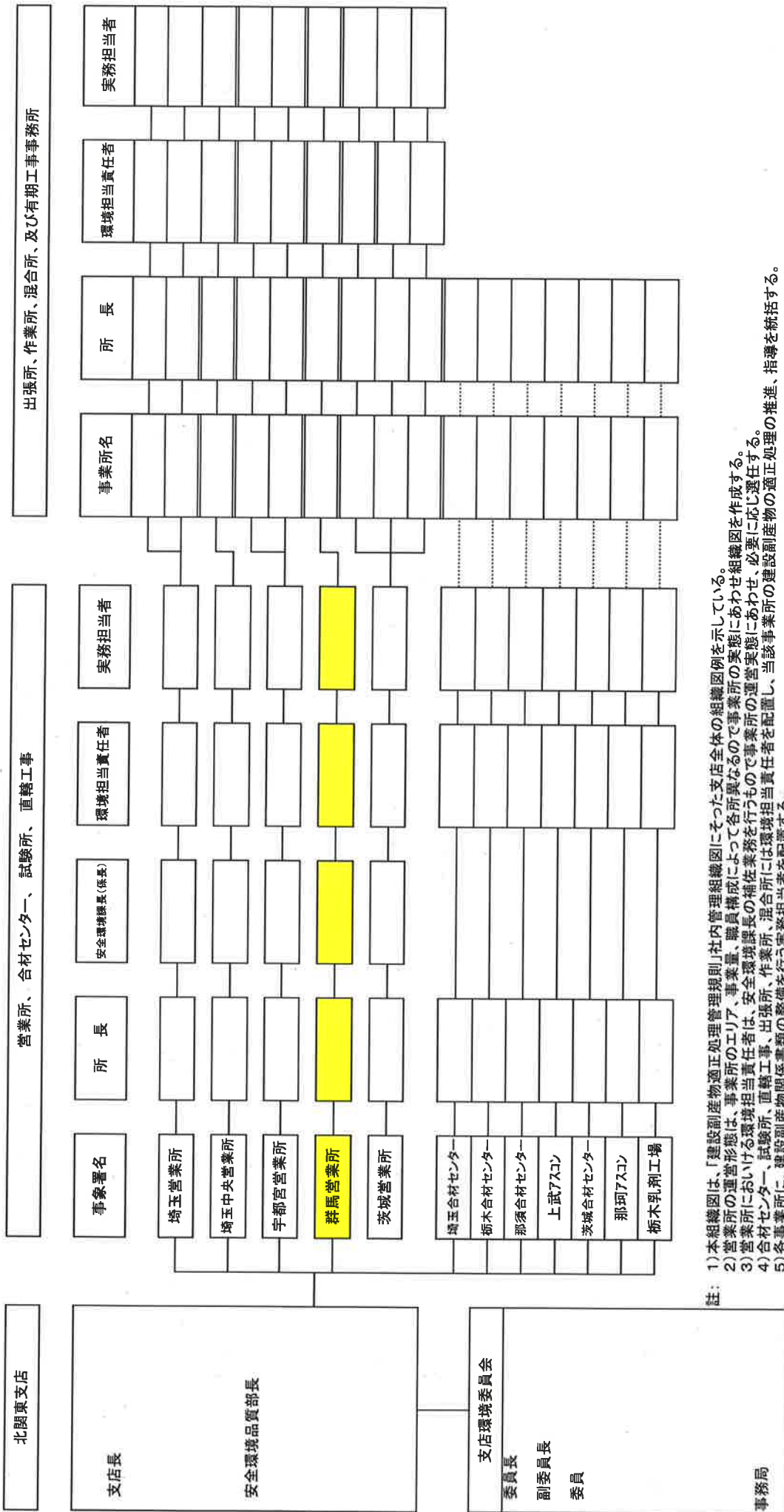
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2022年度 北関東支店 建設副産物適正処理管理組織図

作成2022年 4月 1日



註:

- 1) 本組織図は、「建設副産物適正処理管理規則」社内管理組織図にそった支店全体の組織図例を示している。
- 2) 営業所の運営形態は、事業所のエリア、事業量、職員構成によって各所異なるので事業所の実態にあわせ組織図を作成する。
- 3) 営業所における環境担当責任者は、安全環境課長の補佐業務を行うもので事業所の運営実態にあわせ、必要に応じ選任する。
- 4) 合材センター、試験所、直轄工事、出張所、作業所、混合所には環境担当責任者を配置し、当該事業所の建設副産物の適正処理の推進、指導を統括する。
- 5) 各事業所に、建設副産物関係書類の整備を行う実務担当者配置する。
- 6) アスコンがら、コンクリがら等を破砕再生する処理施設は、平成13年2月より「産業廃棄物処理施設」として扱われるようになり、「産業廃棄物処理責任者」、「技術管理者」の配置義務がある。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】						
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	汚泥
排出量	40,693.0 t	6,930 t	3,051 t	4,455 t	0,300 t	12,320 t
①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。 * 発注者及び社内での施工計画書段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。 * 産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員への教育の実施。 * 現場から発生する一般廃棄物（弁当ガラ等）とは区分して管理処分する。 * 既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。 					
【目標】						
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	紙くず	汚泥
排出量	40,000.0 t	6,000 t	3,000 t	4,000 t	12,000 t	t
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 産業廃棄物対策組織の編成及び社内での環境パトロールの実施。 * 発注者及び社内での施工計画書段階での設計内容の確認、打ち合わせ、工法検討等の実施。 * 建設混合廃棄物の減量のため、産業廃棄物の分別回収の実施及び社員、作業員へ教育の継続実施。 * 現場から発生する一般廃棄物（弁当ガラ等）とは区分して管理処分する。 * 既存コンクリート構造物、製品で再利用可能なものは発注者と協議し再利用する。 					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> * がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。 * 分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。* 廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。 * がれき類以外は各自専用回収箱を設置し分別表示板を取り付ける。* 社員・作業員への分別に関する教育の実施。
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> * がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、建設混合廃棄物の5種類以外が現場にて発生した場合は、その都度契約を行い適正に処理する。 * 分別計画を作成し社員、作業員、処理業者に対して分別方法の周知徹底を行う。* 廃棄物の集積方法、運搬方法を決め関係者に周知する。 * がれき類以外は各自専用回収箱を設置し分別表示板を取り付ける。* 社員・作業員への分別に関する教育の実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
【前年度（令和3年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6,355.0 t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施した。									
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	4,000.0 t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施する。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
【前年度（令和3年度）実績】 該当なし									
①現状	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】 該当なし									
②計画	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		実績なし	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t

実績なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		実績なし				
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類			
	全処理委託量	34,388.0 t	6,930 t			
①現状	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.000 t			
	再生利用業者への処理委託量	34,388.0 t	6,930 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.000 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.000 t			
		木くず	金属くず	紙くず	鉱さい	汚泥
		4,455 t	3,051 t	0.300 t	672.31 t	12.32 t
		1,000 t	1,130 t	0.00 t	672.31 t	0.0 t
		4,455 t	3,051 t	0.300 t	672.31 t	12.32 t
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
		0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

(これまでに実施した取組)

* 産業廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管に当たっては保管基準を遵守する。
 * 熱回収可能な産業廃棄物においては中間処理業者に対して再生利用できる最終処分業者を持つていくよう依頼した。
 * がれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類はほぼ100%再生利用されている。

【目標】									
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず	汚泥				
全処理委託量	4,000.0 t	6.5 t	3.0 t	4.0 t	10.0 t	t			t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	6.5 t	3.0 t	0.0 t	0.0 t	t			t
再生利用業者への処理委託量	4,000.0 t	6.5 t	3.0 t	4.0 t	10.0 t	t			t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	t			t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	t			t
(これまでに実施した取組) * 廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管に当たっては保管基準を遵守していく。 * 熱回収可能な産業廃棄物においては中間処理業者に対して再生利用できる最終処分業者を持つていくよう依頼していく。 * がれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類は100%再生利用なるようにしていく。									
※事務処理欄									